

令和 5 年 5 月 11 日

保護者各位

国学院高等学校
学校長 中村 彰伸
保 健 部

新型コロナウイルスによる出席停止について

令和 5 年 5 月 8 日より学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が定められました。学校感染症については、通常医師による書類の記入をお願いしておりますが、当面の間、保護者記入の「新型コロナウイルス感染症報告書」の提出によって出席停止扱いとさせていただきます。回復後、登校する際は、生徒に「新型コロナウイルス報告書」を必ず持参させてください。生徒は、教室へ向かう前に保健室にて健康状態及び書類の確認を受けることで登校許可となります。その後、担任による出席停止の処理を受けてください。※「新型コロナウイルス感染症報告書」は、本校ホームページよりダウンロードできます。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- 1.有症状:発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで(発症日を 0 日目と数える)
※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳などの呼吸器症状が改善していること。
- 2.無症状:検体を採取した日から 5 日を経過するまで(検体採取日を 0 日目と数える)
(学校保健安全法施行規則第 19 条)

※症状が続く場合は、軽快した日によって出席停止日が順次延長されていきます。出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

新型コロナウイルス感染症報告書

必ず保護者記入

年 組 番

氏名

新型コロナウイルス感染症の陽性を受け、____月____日から____月____日まで自宅療養していましたが、出席停止解除の基準を満たし回復しましたので、____月____日より登校します。

	チェック	出席停止解除基準
有症状	()	1.発症した日を 0 日目として翌日から 5 日を経過している ※発症日:____月____日
	()	2.症状が軽快した後 1 日(24 時間)経過している ※症状軽快日:____月____日
無症状	()	1.検体を採取した日を 0 日目として翌日から 5 日を経過している ※検体採取日:____月____日

令和 年 月 日 保護者署名

月 日 保健室確認印

